

北海道十勝家畜保健衛生所の業務概要

1 十勝管内の概要

「十勝」という地名は、管内を流れる十勝川をさすアイヌ語「トカプチ」からと言われ、その意味は「乳房・ある処」「幽霊」「枯れる」など諸説あり、元々の意味ははっきりとわかっていません。北海道の開拓が、食料確保と北の守りという目的のもと官主導で進められる中で、十勝の開拓は、明治 16(1883)年に静岡県から入植した晩成社をはじめとして、本州からの民間の開拓移民により進められました。以来 140 年、寒冷な気象条件にありながらも、先人たちは、不屈のチャレンジ精神で幾多の困難を乗り越え、恵まれた土地資源を活かし、近代技術の導入や土地基盤整備を進めながら、農業を主要産業として発展させてきました。

今では、耕地面積、小麦、馬鈴薯、小豆などの主要作物のほか乳用牛（約 27 万頭）、肉用牛（約 25 万頭）の家畜においても全道一の地位を占め、まさしく十勝は日本最大の食料基地としての役割を担っており、管内を構成する 1 市 16 町 2 村では、農畜産物・加工品の付加価値向上のため、「食の地域ブランド化」に取り組んでいます。

● 家畜の飼養状況（家畜保健衛生所調べ R4(2022).2.1 現在）

| | 北海道 | | 十勝 | | (頭羽数比 %) |
|-----|---------|--------------|---------|-------------|----------|
| 乳用牛 | 5,568 戸 | 922,762 頭 | 1,232 戸 | 274,603 頭 | (30) |
| 肉用牛 | 2,201 戸 | 543,678 頭 | 526 戸 | 247,138 頭 | (45) |
| 馬 | 1,723 戸 | 34,868 頭 | 218 戸 | 2,836 頭 | (8) |
| 豚 | 257 戸 | 737,467 頭 | 47 戸 | 92,773 頭 | (13) |
| 鶏 | 613 戸 | 12,962,266 羽 | 84 戸 | 1,198,207 羽 | (9) |
| めん羊 | 221 戸 | 13,591 頭 | 48 戸 | 3,587 頭 | (26) |
| 山羊 | 265 戸 | 1,813 頭 | 66 戸 | 508 頭 | (28) |

2 所内体制

家畜保健衛生所の業務は、予防課、指導課、病性鑑定課、BSE 検査室（東部・西部）の 3 課 2 室体制で運営している。BSE 検査は、平成 16 (2004) 年に新得町と中札内村の 2 カ所に検査室が設置され、死亡牛の検査を行っている。

職員定数は、管内の家畜保健衛生所（以下、家保）を帯広市内 1 箇所に統合した昭和 42 年には 13 名、現在地に移転した昭和 58 年には 17 名であったが、家畜の飼養頭数や病性鑑定依頼数の増



加、飼養衛生管理基準の遵守確認などの新たな業務や悪性伝染病の危機管理体制の強化に対応するため組織改正を重ね、現在の定数（28名）となった。

3 業務内容

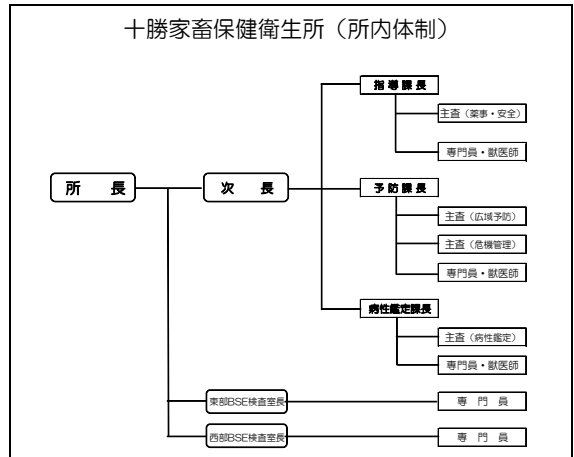
ア 予防課所管事項

(ア) 家畜伝染病予防事業

北海道では、家畜伝染病予防法（以下、家伝法）、特定家畜伝染病防疫指針、家畜防疫対策要綱その他の要領及びマニュアル等に基づき、家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止の観点から、事業を推進している。

事業対象の家畜伝染病には、牛のヨーネ病、結核、ブルセラ症、高(低)病原性鳥インフルエンザ、腐蛆病、BSEなどがある。ヨーネ病については、各年平準化し5年で管内を一巡する計画で進め、令和5(2023)年度からは第6クール目に入っている。ヨーネ病以外の伝染病については、毎年検査を実施している。

また、輸・移入家畜について着地検査を行い、伝染病の侵入防止を図るとともに、海外悪性伝染病に対しては、万一の発生に備え、初動の防疫体制を構築している。



(イ) 主な伝染病の対応

○ 牛のヨーネ病（ヨーネ菌の感染による下痢を主徴とする慢性の伝染病）

昭和53(1978)年に輸入牛（ホルスタイン種）で道内初のヨーネ病が発生して以来、令和4(2022)年末までに十勝管内で6,268頭の患畜が確認されている。対策については、本病が撲滅対象疾病として家伝法に制定された平成9(1997)年以前から全国に先駆けて一斉検査を行ってきており、平成4(1992)年に北海道が定めた「北海道ヨーネ病防疫対策実施要領」により、家伝法第5条及び第51条による検査に加え、「家畜生産農場清浄化衛生対策事業」の自主検査、自主とう汰を活用しながら進めてきている。

- ・家伝法第5条の検査：搾乳の用に供する24か月齢以上の雌牛。繁殖の用に供する24か月齢以上の肉用雌牛。種付けの用に供する雄牛。令和5(2023)年～令和9(2027)年の5年間で各年平準化して実施。
- ・家伝法第51条の検査：発生農場で飼養されている牛。輸移入牛の着地検査。
- ・病性鑑定による検査：共進会等出場条件が付記されているもの。有症状牛等。

○ 牛のブルセラ症（ブルセラ属菌の感染による流産を主徴とする人獣共通感染症）

- ・家伝法第5条の検査：輸入牛、種雄牛（候補含む）、流死産牛が対象。

○ 牛の結核（結核菌の感染による呼吸器病を主徴とする人獣共通感染症）

- ・家伝法第5条の検査：輸入牛、種雄牛（候補含む）が対象。

○ 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ

- ・家伝法第5条の検査（毎年）：強化モニタリング（採卵鶏農場3戸の抗体検査）
- ・防疫指針による検査（毎月）：定点モニタリング（採卵鶏農場3戸のウイルス分

離及び抗体検査)

○ 蜜蜂の腐蛆病

- ・家伝法第5条による検査（毎年）：定飼、転飼及び花粉交配等している蜂群。

○ 牛海綿状脳症（BSE）

- ・家伝法第5条による検査：平成 30(2018)年度までは、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出対象となる 48 か月齢以上の死亡牛全頭を対象に実施してきたが、平成 31(2019)年度以降は、96 か月齢以上の死亡牛、48 か月齢以上の起立不能牛、特定症状を有する牛を対象として検査を実施している。



○ 豚熱・アフリカ豚熱

- ・豚6頭以上を飼養する農場全戸への立ち入り検査（年1回以上）と豚熱の抗体保有状況調査を実施している。



(ウ) 輸移入牛の着地検査

海外からの輸入家畜及び道外からの移入家畜は、北海道が定めた「輸移入家畜の着地検査実施要領」に基づき、導入計画書の提出、隔離飼養の徹底等について指導し、繁殖牛については、臨床検査だけでなくヨーネ病の細密検査を実施している。

令和4年度の家伝法第5条検査の実施状況

- ・ 牛のヨーネ病 : 214 戸 25,261 頭
- ・ 牛の結核・ブルセラ症 : <種雄牛>10 戸 419 頭
<流死産牛>34 戸 47 頭
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ : <強化型インフルエンザ> 3市町 3戸 計 30 羽
<定点型インフルエンザ> 3市町 3戸 計 30 羽 × 10 か月
- ・ 蜜蜂の腐蛆病 : 23 戸 1,282 群

(エ) 危機管理に係る対応と取り組み

十勝管内では、平成 12(2000)年に口蹄疫、平成 28(2016)年に高病原性鳥インフルエンザを経験したことから、各市町村の家畜自衛防疫組合（以下、自防）を構成員とする「十勝管内家畜自衛防疫推進協議会」と連携して自防組織の強化を図ってきた。

さらに、迅速な初動対応をとれるよう市町村毎の防疫マニュアルの制定や消毒用動力噴霧機の整備、緊急用防疫資材の備蓄、建設業協会との協定の締結並びに公有

地の埋却可能地の検討などを行っている。

清浄国となった現在においても、帯広空港では国際線に加え、国内線の旅客にも靴底消毒を継続するとともに、口蹄疫を疑うような事例の早期発見を促すため、畜舎に貼ることが可能で、特徴となる症状の画像を掲載したラミネート加工のリーフレット(写真)を全飼養農場へ配布した。



一方、関係団体や企業においても農場に出入りする人の記録、集乳車・飼料運搬車などの関係車両に消毒噴霧器を搭載したり、自動消毒装置の装着などにより侵入防止の取り組みが行われている。

○ 飼養衛生管理基準に係る取り組み

豚及び家きんの飼養農場については年1回以上、牛飼養農場については5年で一巡(ヨーネ病検査に併せて実施)できるよう計画を作成し、遵守状況を確認している。

遵守指導は、家伝法第12条の4に基づき助言・指導を行い、改善がみられない場合は、勧告・命令を行うこととしている。

○ 防疫訓練の実施

訓練は、防疫作業の重要事項(地域の実情、農場の作業動線、人員確保等)の確認を目的として行い、より実践的な訓練を行っている。

○ 情報の提供、講習会の開催

農場への伝染病侵入防止のため、発生情報等を関係機関や畜産農場に迅速に提供するとともに、講習会の開催やホームページを活用して啓発を図っている。

イ 指導課所管事項

(ア) 家畜衛生対策事業

農林水産省の「消費・安全対策交付金」を活用(1/2補助)し、次の2事業を推進している。

○ 生産性向上対策事業

生産性を阻害する慢性疾病の低減のため、阻害要因を調査し、疾病発生率・死廃率等の低減を図る事業で、対象は、牛・豚飼養農場とする。

○ 家畜衛生関連情報整備対策事業

予防事業や病性鑑定実施時に収集した情報並びに地域の家畜疾病発生状況(法定・届出以外の疾病)や衛生管理状況を分析し、情報提供を行う。

(イ) 独自事業

○ 放牧衛生対策事業

管内の公共牧場を対象に、飼養管理状況、各種疾病の発生状況を調査し、衛生検査の成績から、各牧場に即した衛生対策プログラムの提言と衛生指導を行う。

○ 広報誌の発行/ホームページによる情報提供

年2回以上の定期発行のほか、疾病発生状況及び注意喚起が必要な情報を「号

外」として発行するとともにホームページに掲載している。

(ウ) 安全指導

生産現場における家畜畜産物の安全性を確保するため、関係機関・団体と連携して対策指導や家畜衛生に関する情報の収集を行う。

○ 動物医薬品等残留防止対策及び再発防止指導

生乳及び畜肉中への抗菌性物質の残留並びに畜肉中への注射針等の残留を防止するため、残留事例のあった農場については、現地調査を行い、再発防止対策を講じるとともに、広報により注意喚起を行う。

(エ) 動物薬事

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、薬機法）等の関係法令に基づき、動物用医薬品販売業者の許可事務や立入検査を行い、動物用医薬品の適正販売、流通及び使用を指導する。

○ 動物用医薬品等販売業許可事務

動物用医薬品販売業及び動物用高度管理医療機器等販売・貸与業の許可等に伴う書類審査及び現地調査を実施している。

○ 動物用医薬品販売業者等への巡回

動物用医薬品販売業者等への立入検査は薬機法第 69 条の規定に基づき、6年で一巡を目処に実施している。

(オ) 獣医療法・獣医師法に関する事項

○ 飼育動物診療施設への巡回

獣医療法第8条第1項に基づき6年で一巡を目処に実施している。

○ 飼育動物診療施設の開設・変更・廃止届

○ 獣医師法第22条に基づく届出

○ 飼育動物診療年報

ウ 病性鑑定課所管事項

全道に 14 か所ある家保のうち4か所（石狩、上川、網走、十勝）には、より高度な病性鑑定機能を持たせた病性鑑定課を置いている。令和4(2022)年度の病性鑑定の依頼件数は 47,183 件になり、その依頼数は年々増加の傾向にある（特に健康検査を目的とする依頼）。なお、道内家保で診断できない症例やさらに高度な病性鑑定については、（農研機構）動物衛生研究部門や獣医系大学等に個別に依頼している。

○ 伝染性疾病及び原因不明疾病について

診療獣医師や生産者からの依頼に応じて、各種伝染病の診断や疾病原因・死亡原因の特定を行うとともに、検査結果に基づく現地指導や地域の衛生対策の推進に協力している。

- 調査・研修に対する協力
大学や試験場との共同研究や依頼に応じて研究機関等への保存菌株やウイルス等を分与
- 家畜市場や共進会への移動家畜や種畜等の衛生検査



エ BSE検査室所管事項

牛海綿状脳症（BSE）対策特別措置法及び家伝法の改正に伴い、現在、死亡牛の検査は 96 か月齢以上の牛等を対象に実施している。本検査で清浄性を確認することにより、BSEの安全性ステータスである「無視できるリスクの国」が維持され、牛肉の輸出促進にも貢献している。

検査室では、検査材料（延髄）の採取及び検査手数料の徴収事務を行い、病原体検査は病性鑑定課が行っている。令和4(2022)年度は、2,767 頭を検査し全頭の陰性を確認した。

オ 研修等の実施と将来の家畜衛生に携わる獣医師の確保対策

十勝家保では、関係機関・団体、大学、生産者等からの依頼を受けて、研修会等に職員を派遣し、家畜衛生に関する研修・講習を実施している。また、地方公務員の獣医師は、一部の自治体を除き慢性的に不足しており、家畜衛生に携わる獣医師を確保するため、獣医系大学の学生を対象としたインターンシップや職場見学を積極的に受け入れ、職務の重要性や魅力を伝えている。

また、十勝獣医師会からの依頼を受けた「出前講座〈獣医師のお仕事〉」では、小・中学校、高校に赴き、当所の仕事の内容や魅力を伝えている（写真）。



＜関係機関・団体等が主催する講習会等への職員派遣例（令和4(2022)年度）＞

- 鹿追町 : 「鹿追町産業研修生研修（家畜伝染病防疫対策）」
- 農業大学校 : 「家畜繁殖学（消毒原理・方法）」 「牛体管理演習（解剖実習）」
- 帯広畜産大学 : 「獣医公衆衛生学」 「家畜衛生と獣医学」

カ 調査研究を通じた獣医学術分野への貢献

業務を通じて得られた最新の知見や調査研究の成果を取りまとめ、関係者了解のもと、獣医学術学会等で発表し、獣医学術の振興・発展に寄与している。

令和4(2022)年度の道業績発表会においては、次の3題の発表を行った。

- ・ 環境由来検体からの効率的なヨーネ菌遺伝子の抽出法の検討
- ・ 接合菌による黒毛和種哺育牛の脳炎多発事例
- ・ 牛ヘルペスウイルス4型が分離された肺炎事例及び十勝管内のウイルス浸潤状況